

■貝塚市新庁舎整備事業 優先交渉権者選定基準に関する質問に対する回答

No	該当箇所						質問の内容	質問に対する回答
	頁	第	数字	(数字)				
1	3	第3	2	(2)			「定性的審査」は相対評価でしょうか、または絶対評価でしょうかご教授ください。	相対評価を原則として、審査を行います。
2	5	第3	2	(2)			「評価の視点」で箇条書きされているそれぞれの内容についての配点をご教示下さい。	「評価の視点」で箇条書きされているそれぞれの内容について、配点はありません。
3	6	第3	2	(2)			「環境にやさしい庁舎に関する提案」の中に「シビックコアの形成や地域性に配慮したデザイン」とありますが、環境面でのシビックコアとは具体的にどのような内容を意図されているかご教示ください。	当該項目は、「貝塚市新庁舎計画」で示された基本方針のうち、「環境にやさしい庁舎」を実現するための方策となる「周辺環境への配慮」に対する提案を求めるものです。
4	9	第3	2	(3)			付帯事業の基準地代について、年額5,265,000円以上の基準地代（年額）を提案するという事で、価格評価においては定期借地契約期間は関係しないとの理解でよろしいでしょうか。また、付帯事業の提案価格を記入する書式をご教示下さい。	前段について、事業用定期借地権設定契約の期間は、定量的審査の対象ではありません。ただし、要求水準書66頁に記載のとおり、15年以上25年以内の契約期間が必要です。後段の書式については、様式集様式54に民間収益業務（付帯事業）の地代に対する提案価格を記入する箇所を追記します。
5	10	第3	2	(4)			付帯事業の提案価格への評価点が設定されておりますが、下限価格と併せて上限価格を設定いただくことは可能でしょうか。	上限価格は設定しません。